

平成23年4月21日

各 位

大同生命保険株式会社
代表取締役社長 喜田 哲弘

東日本大震災による被災地域のお客さまに対するお取扱いについて
(契約者貸付等における保険契約の失効に関する特別取扱い)

このたびの地震により被害を受けられたみなさまに謹んでお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

T&D保険グループの大同生命保険株式会社(社長 喜田 哲弘)では、今回の地震により被災されたお客さまにつきまして、下記のお取扱いを実施させていただくことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

保険約款に定める現金貸付または保険料の自動貸付を受けられたご契約において、貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえることにより発生するご契約の失効について、お客さまからのお申出がない場合でも自動的に最長6ヵ月間はご契約を失効させないお取扱いを実施いたします。

- (注1) 上記の期間内に、弊社よりご案内する金額をお払込みいただければ、上記の期間経過後もご契約は継続します。(ご案内の金額のお払込みがない場合は貸付金の元利合計額が解約払戻金額をこえることとなった時にさかのぼってご契約は失効します。)
- (注2) これらのお取扱いにつきましては、東日本大震災にかかる災害救助法の適用地域を対象といたします。
ただし、大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都やその他一部の地域を除きます。

【お客さまのお問い合わせ先】

大同生命コールセンター フリーダイヤル 0120-789-501

受付時間 : 月～金 / 9時～18時

土 / 9時～17時

日・祝日 / 9時～17時(平成23年5月8日まで)

以上

【お問い合わせ先】 広報課 TEL 03-3434-9190